

入札説明書

和歌山県ドクターヘリの製造委託業務に係る入札公告に基づく総合評価一般競争入札については、関係法令規則等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上、入札しなければならない。入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 告示・公告日

令和 8 年 5 月 15 日（金）

2 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和 8 年度、令和 9 年度及び令和 10 年度

(2) 業務の名称

和歌山県ドクターヘリの製造委託業務

(3) 業務の仕様等

ア 数量

ドクターヘリ 一式

イ その他の仕様

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(4) 履行期限

令和 11 年 3 月 30 日（金）

(5) 納入場所

本県が指定する場所

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和 8 年和歌山県告示第 454 号に規定する和歌山県ドクターヘリの製造委託業務に係る総合評価一般競争入札参加資格を有する者であり、かつ、当該入札の参加資格審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者であること。

4 入札説明書等を交付する場所及び期間

(1) 場所

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局医務課（以下「医務課」という。）

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

(2) 期間

令和 8 年 5 月 15 日（金）から同年 7 月 8 日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 質問の期間

入札説明書等について質問がある者は、令和 8 年 5 月 15 日（金）から同月 27 日（水）午後 5 時までに医務課に対して電子メールにより行うものとする。

ア 書面の様式は、入札説明書等に関する質問申出書（様式 1）とする。

イ 質問については、原則として令和 8 年 6 月 3 日（水）までに書面（ファクシミリを含む。）により回答し、その内容については、和歌山県ホームページへの掲載の方法及び医務課での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあつては、医務課の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

5 入札参加の申出の受付及び入札参加資格の審査に関する事項

この一般競争入札に参加するためには、入札の事前において、所定の入札参加資格審査申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等については、別添「総合評価一般競争入札参加資格審査申請書類作成要項」とおり

(1) 入札参加資格審査申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

4の(1)のとおり

イ 期間

令和8年5月15日(金)から同年6月8日(月)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

ただし、郵送にあつては、令和8年6月5日(金)午後5時までに必着させること。

(2) 入札参加資格審査申請書類等についての質問

4の(3)のとおり(入札説明書等についての質問として取り扱うものとする。)

6 総合評価一般競争入札執行の場所及び日時

(1) 場所

和歌山県庁北別館 1-B 会議室(北別館1階)

和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 入札日時

令和8年7月9日(木)午後5時30分

(3) 開札場所

(1)に同じ。

(4) 開札日時

(2)に同じ。

7 入札の方法に関する事項

(1) 入札に参加する者は、所定の入札書(様式2)に入札する事項を記入して行うこと。

ア 入札金額は、調達業務を完了するための価格の総額とする。

また、入札金額は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。

イ 入札書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、入札者の氏名(商号(屋号)を含む。法人にあつては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。)を記入して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。代理人が入札する場合にあつては、入札者の氏名及びその代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておかなければならない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。

エ 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 入札の際には、入札参加者は総合評価一般競争入札参加資格要件適格認定通知書(以下「適格認定通知書」という。)を提示し、又はその写しを提出すること。

(4) 郵便による入札を行う者は、適格認定通知書の写しを同封の上、(3)による方法で密封した入札書を、書留郵便により令和8年7月8日(水)午後5時までに4に掲げる場所へ必着させること。

(6) 入札及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとする。

- ア 入札事務（開札事務を含む。）は医務課の複数の職員（うち上席の1人を入札執行者とする。）により執行する。
- イ 入札は、開始時間に遅刻した者は参加できない。
- ウ 入札の場所に入室する者は、原則として1入札者（業者）1人とし、入室時に適格認定通知書の提示又はその写しを提出するものとする。この場合において、入札者の代理人は、当該入札についての委任状（様式4）を提出しなければならない。
- エ 入札は、入札者又はその代理人が入札箱に自ら投函して行うものとする。郵送により提出された入札書については、入札執行者以外の当該入札事務に携わる医務課の職員がその入札者に代わって投函するものとする。
- オ 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたとときも、同様とする。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札書に記載する当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、アに掲げる担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができるものとする。また、イに掲げる場合においては、その一部又は全部を免除することができる。

ア 入札保証金の納付に代えることができる担保

(ア) 利付国債又は地方債

(イ) 知事が確実と認める金融機関の保証（ただし、保証期間は入札保証に係る書類の提出日から本契約締結見込日までを含むこと。また、保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。）

(ウ) 銀行が振り出し、又は支払保証をした持参人払式小切手（和歌山県の手形交換所で換金可能なもの）

イ 入札保証金の納付の一部又は全部を免除する条件

入札保証は、二つ以上の入札保証措置は同時に選択できない。ただし、入札保証金の納付とそれ以外の入札保証措置の組み合わせは可能とする。

(ア) 保険会社との間に和歌山県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合（ただし、保険期間は書類の提出日から本契約締結見込日までを含むこと。また、定額てん補方式であること。）

(イ) 知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に契約保証の予約をした場合（ただし、予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。また、予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。）

(ウ) 過去2箇年の間に、国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出する場合。

(2) 入札保証金の納付等

- ア 入札保証金の納付又は利付国債又は地方債の提供による場合は、令和8年6月11日（木）までに医務課まで申し出て、その指示に従い令和8年6月26日（金）までに手続を行うこと。ただし、利付国債又は地方債の提供による場合は相当の日数を要する場合があります、必ずしも提供期日までに手続きが完了するとは限らないので留意すること。
- イ 金融機関等の保証による場合は保証書を、入札保証保険契約を締結した場合は入札保証保険証券を、契約保証の予約による場合は契約保証の予約証書を次により医務課に提出す

ること。

(ア) 提出方法

持参又は郵送による。郵送による場合は書留郵便とし、封筒の表面に「和歌山県ドクターヘリの製造委託業務の入札保証に係る書類在中」と記載すること。

(イ) 提出期間

令和8年6月15日(月)から同月29日(月)までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)

ただし、郵便による場合は、令和8年6月29日(月)午後5時を受領期限とする。

ウ 持参人払式小切手の提供によろうとする場合は、入札場所において、入札日の午後17時から午後17時20分までの間に提供すること。

エ (1) イ(ウ)の規定による入札保証金の免除を受けようとする場合には、入札保証金免除申請書(様式5)により、令和8年6月3日(水)午後5時までに、4に掲げる場所に届け出なければならない。提出方法は持参又は書留郵便とすること。

申請者には、入札保証金免除審査結果通知書により通知するものとする。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(4) 一度提出された入札保証に係る書類については、理由の如何にかかわらず、金額等の変更は認めない。

(5) 次に該当する場合は、その入札参加者を失格とする。

ア 入札保証金等が未納付又は金額が不足している場合

イ (2) イに係る書類に不備があると認められる場合

(6) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号以下「自治法令」という。)第167条の7及び財務規則第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、アに掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができるものとする。また、イに掲げる場合においては、その一部又は全部を免除することができる。

ア 契約保証金の納付に代えることができる担保

(ア) 利付国債又は地方債

(イ) 知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証(ただし、保証期間が工期以上であること。また、保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。)

イ 契約保証金の納付の一部又は全部を免除する条件

二つ以上の契約保証措置は同時に選択することはできない。ただし、当初契約時には、契約保証金の納付とそれ以外の契約保証措置の組合せは可能とする。また、変更契約時には、契約金額の増額分に対する契約保証措置として、当初の契約保証措置の種類にかかわらず、契約保証金での納付を可能とする。

(ア) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合(ただし、保険期間は工期以上であること。また、定額てん補方式であること。)

(イ) 保険会社等の工事履行保証証券による保証(ただし、保証期間は工期以上であること。)

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請及び書類提出を行った者のした入札。
- (2) 必要な書類を事前に提出している入札参加資格保有者のうち、入札時点において入札参加資格停止措置を受けている者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札。
- (4) 提出書類において不正があった入札。
- (5) 入札者の資格を有しない者が入札したとき。
- (6) 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札。
- (7) 入札に関し、談合等の不正行為があったとき。
- (8) 入札保証金を免除した場合を除き、8の(5)に該当する者のした入札
- (9) 入札書の記載事項の確認ができないとき。
- (10) 金額を訂正した入札書の入札。
- (11) 入札書に記名押印がないとき。
- (12) 入札者が他人を代理し、又は代理人が他人の代理を兼ねた場合のいずれもの入札。
- (13) その他入札に関する条件に違反したとき。

11 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札参加者は、企画提案書及び価格をもって入札し、入札価格が和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県福祉保健部福祉保健政策局医務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札決定後から契約を締結するまでの間に、落札者（その構成員を含む。以下同じ。）が、2に定める資格の要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

12 契約に関する事項

落札決定後、仮契約の日までの期間に、落札者が、令和8年和歌山県告示第454号に規定する和歌山県ドクターヘリの製造委託に係る総合評価一般競争入札参加資格の要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結しない。また、仮契約後、本契約の日までの期間に、落札者が、同様の要件を満たさなくなったときは、仮契約を解除する。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

13 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 契約書の要否

要

15 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

要

16 支払条件

前金払 無

部分払 無

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内とする。

18 その他

- (1) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係

において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

(2) その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。

(3) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

医務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2604 (直通)

ファクシミリ番号 073-424-0425